



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ（10年間^{さかのぼ}遡って保険料の追納ができます）

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば^{さかのぼ}遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納入することになりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。（判定された保険料の納付がない場合は、年金未納となり、^{さかのぼ}遡れる期間が変わってきますのでご相談ください。）
- ・『法定免除・申請免除期間』が『納付猶予・学生納付特例期間』より先に経過した月分は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。



【お問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121
住民環境課 年金係 ☎476-1111（内線123・126）

催し 大崎町社会福祉協議会からのお知らせ

問 大崎町社会福祉協議会
☎476-3663

◆『^{こうれいしゃ}幸励者ふれあい交流会』の開催について

大崎町社会福祉協議会では、高齢者同士の交流と心身のリフレッシュを目的に、『第2回^{こうれいしゃ}幸励者（高齢者）ふれあい交流会』を下記のとおり開催いたします。

この交流会は、日頃から踊り・健康体操・カラオケなどを楽しく学んでいる皆さま方の活動の成果を発表してもらい、交流会を見に来られた皆さまに元気を与えるものです。ぜひ多くのご来場をお待ちしております。

【日 時】 10月15日（日） 12:20～16:00（受付12:00～）

【場 所】 大崎町老人福祉センター 大広間

【入館料】 100円（60歳以上）
200円（60歳未満）

【お問い合わせ先】 大崎町社会福祉協議会事務局 ☎476-3663

